

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市危機管理本部民間活用事業者選定評価委員会
根拠法令等	川崎市附属機関設置条例
設置年月日	令和4年4月1日
所掌事務	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
委員数	10名以内
委員の構成	学識経験者
会議公開・非公開	原則として公開
非公開の理由	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に該当する内容についてのみ、非公開とする。
事務局担当課	危機管理本部危機管理部 電 話 044-200-2840 ファックス 044-200-3972